

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和元年 9 月 24 日

長野県上田養護学校長 池内 敬志

記

1 入札の目的

建設工事の請負契約

2 工事名

令和元年度上田養護学校プールほか改修工事

3 工事箇所名

長野県上田養護学校 上田市岩下 462-1

4 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項又は財務規則（昭和 42 年長野県規則第 2 号。以下「規則」という。）第 120 条第 1 項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 建築一式工事について長野県建設工事入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件を全て満たしている者であること。

ア 資格総合点数が 665 点以上 914 点以下であること。

イ 建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日付け 22 建政技第 337 号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

ウ 上田地域振興局管内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。

(3) 長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。

5 工期

契約締結の日から約 100 日間

6 支払条件

(1) 前金払

原則として、1 件の契約金額が 100 万円以上の工事について、契約金額の 4 割の範囲内で前金払をします。

(2) 部分払

原則として、1 件の契約金額が 50 万円以上の工事について、規則の規定による回数の範囲内で前金払をします。

7 関係図書等の縦覧期間及び場所等

建設工事請負契約書(案)、設計図書及び入札心得を、令和元年 9 月 24 日（火）から令和元年 10 月 4 日（金）までの土曜日、日曜日を除く毎日午前 9 時から午後 5 時まで次の場所において縦覧に供します。

上田市岩下 462-1
長野県上田養護学校
電話 0268 (35) 2580

8 入札手続き等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和元年 10 月 8 日 (火) 午前 10 時

イ 場所 長野県上田養護学校 管理棟第一会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、上記 4 に掲げる資格を有することを証する書類に経営事項審査結果通知書を添付して、令和元年 10 月 7 日 (月) までに上記 7 の場所に提示し、確認を受けてください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 低入札価格調査制度の適用

低入札価格調査制度事務処理要領 (平成 13 年 5 月 8 日付け 13 監技第 47 号) 第 2 に規定する低入札価格調査制度の対象工事とし、同要領第 3 に規定する低入札価格調査基準価格の算定を適用します。

(6) 入札保証金

入札保証金の納付は免除します。ただし、落札者として決定された者が契約を締結しないときは、見積もった総額 (消費税及び地方消費税を含む金額) の 100 分の 5 に相当する金額を納付しなければなりません。

(7) 契約保証金

政令第 167 条の 16 第 1 項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第 126 条第 2 項各号に掲げる担保を提供した場合は又は規則第 143 条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(8) 入札の無効

規則第 129 条各号に該当する入札書は、無効とします。

(9) 契約書作成の要否

必要とします。

(10) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

9 その他

詳細は、入札心得による。

特別支援教育課